

新型コロナウイルス感染症に伴い特に影響を受けた事業

【令和3年10月末時点】

- 1 生活衛生・食品衛生施設監視指導
- 2 食品衛生推進事業
- 3 生活衛生・食品衛生関連検査
- 4 動物愛護管理啓発事業
- 5 狂犬病対策事業

衛生指導課

「△」 一部中止または縮小

1 生活衛生・食品衛生 施設監視指導

衛生指導課

今年度、実施できたこと

保健所として新型コロナウイルス感染症対応を優先するため、監視業務を中止していた。

● 生活衛生関係営業施設※1の監視

10月～ 中止していた監視業務を再開

※1 旅館、公衆浴場、理美容所、クリーニング所、水道施設、ビル等

● 食品営業許可施設※2の監視

※2 飲食店、製造所、給食施設等

4～5月 食品衛生法改正の周知が必要な施設を重点的に実施
新型コロナウイルス感染症対策状況の現場確認を実施（商工振興課と同行）

10月～ 中止していた監視業務を再開

営業の種別	施設数 (R3年4月1日)	従前の監視数 (参考：H30年度)	今年度の監視数 (R3年10月末)
生活衛生関係 営業施設等	3,012件	735件	8件
食品営業許可 施設	7,746件	6,009件	約1,400件

今年度、実施できなかったこと

- 新型コロナウイルス感染症対応のため、生活衛生関係営業施設及び食品営業許可施設の監視を一部中止した※3。
→健康リスクがより高い業種から監視を再開している。

※3 監視は、健康リスクに基づき監視指導計画で頻度を設定しており、一般的な飲食店では3年に1回等の定期監視を実施している。中止した影響については、新たな監視指導計画策定にあたり考慮する。

- 食品製造所、給食施設等については、5～10%の監視率に留まっているが、HACCPに沿った衛生管理※4が定着している施設が多い。

※4 原料の入荷から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法。令和3年6月から食品衛生法で義務化された。

今後の取り組み

- **健康リスクを考慮して監視を実施**
 - 【レジオネラ症発生リスクの高い施設】
公衆浴場、旅館 等
 - 【食中毒発生リスクの高い施設】
過去に食中毒が発生した施設 等
- **次年度に向けた監視指導計画を策定**

「△」 一部中止または縮小

2 食品衛生推進事業

衛生指導課

今年度、実施できたこと

• 食中毒注意報、食中毒警報の発令

注意報発令期間 令和3年6月1日～9月30日

警報発令期間 令和3年7月20日～9月30日

【参考】食中毒発生状況(令和元年度～令和3年10月)

年度	件数	患者数	主な病因物質（病院物質別件数）
令和元年度	6	50	アニサキス（3）カンピロバクター（1） ノロウイルス（2）
令和2年度	5	5	アニサキス（5）
令和3年度	1	3	カンピロバクター（1件）

• オンラインによる衛生講習（2回）

食品関連事業者団体等からの依頼に基づき実施する集合形式の講習会（参考：令和元年度実績17回）を中止したため、新たにZOOMを利用した講習会を実施した。

• HACCPに沿った衛生管理の推進

施設検査時及び各種講習会の機会を捉え助言指導を行った。

今年度、実施できなかったこと

- **食中毒予防街頭啓発（食中毒予防パレード）**

細菌性食中毒の発生リスクの高い夏季に注意喚起するため、例年8月初旬に実施しているが、新型コロナウイルス感染症流行のピークに重なり中止した。

- **集合形式の衛生講習会**

講習会	中止期間
食品衛生責任者実務講習会（年12回中、4回中止）	7～10月
HACCP講習会（年4回中、1回中止）	8月
食品衛生新規講習会（年12回中、7回中止） ※船橋市食品衛生協会に委託して実施	4～10月

今後の取り組み

- **集合形式の衛生講習会の実施**

実習を伴う講習会など、集合形式が効果的である講習会については、集合形式を維持する。

- **オンラインによる衛生講習会を継続**

集合形式の衛生講習会を補完するものとして、ZOOM等を利用した講習会の他、動画配信による講習会を実施し、新型コロナウイルス感染症の流行状況に左右されずに、いつでも最新の知識を習得できる機会の提供を検討する。

「×」 中止

3 生活衛生・食品衛生 関連検査

衛生指導課

今年度、実施できなかったこと

・生活衛生、食品衛生関連検査

保健所検査部門が新型コロナウイルス感染症検査業務で逼迫したため、実施できなかった。外部委託検査についても保健所として新型コロナウイルス感染症対応を優先するため中止した。

検査の種別	検査機関	検体の種別	従前の年間検査数 (参考:H30年度)	過去5年間の違反率 (違反数/検査数)
家庭用品の化学物質検査※5	委託	衣類、家庭用洗剤等	74検体	0% (0/300)
レジオネラ属菌検査	保健所	公衆浴場、プール等の浴槽水等	8施設	16% (4/25)
食品モニタリング検査※6	保健所/ 委託	市内製造・販売食品	422検体	0.06% (1/1683)

※5 乳児用衣料のホルムアルデヒド等

※6 細菌、残留農薬、放射性物質等

今後の取り組み

- **外部委託による検査を実施**

保健所検査部門の健康危機管理緊急対応能力を確保するため、登録検査機関への外部委託により検査を実施する。

「△」 一部中止または縮小

4. 動物愛護管理啓発事業

衛生指導課

今年度、実施できたこと

- 「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」を策定
令和3年7月に犬や猫の飼養・管理にあたっての心構えや望ましい飼い方、管理方法を示したガイドラインを策定した。
- 動物愛護管理対策会議の開催
ガイドラインの策定にあたり動物愛護管理対策会議で協議を重ねた。
(令和3年4～6月に3回開催)

動物愛護管理対策会議委員の構成
町会自治会関係者、獣医師、動物愛護団体関係者、市民委員、弁護士

発行 令和3年7月

船橋市 犬猫の飼養・管理に関するガイドライン

～人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して～

詳しくは、こちらから →

ガイドラインの概略



飼い主になるということは
全てに責任を持つこと

- ・飼う前に考えること (チェックリスト)
- ・最後まで飼い続けること
- ・保護犬や保護猫を迎えませんか



犬はルールやマナーを守って飼いましょう

- ・犬の登録・狂犬病予防注射
- ・散歩はリードを付け、伸縮リードは短くロック
- ・ふんの持ち帰り ・災害対策 等



飼い猫は屋内だけで飼いましょう

- ・不妊手術をしましょう
- ・所有明示 (迷子札等) をしましょう
- ・災害対策 等



飼い主のいない猫対策は地域で取り組みましょう

- ・TNR活動や地域猫活動を検討しましょう
- ・飼い主を探し、屋内飼養を目指しましょう 等

「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するために、一人一人が自分にできることに取り組みましょう

船橋市動物愛護指導センター TEL 047-435-3916

今年度、実施できたこと

• 動物愛護管理教室等

基本的な感染対策を行った上で、人数を限定して実施した。

犬猫のしつけ方教室

開催日	参加のべ人数	場所
5～10月（5回）	27組58人	動物愛護指導センター

愛犬・愛猫セミナー

開催日	参加者数	場所
6月27日	7組11人	中央公民館

親子犬ふれあい教室

開催日	参加者数	場所
7月18日	6組17人	動物愛護指導センター

※今年度第2回目は令和4年3月6日開催予定

今年度、実施できたこと

・その他の主な啓発事業

取組み	取組み期間	内容
ポスターの掲示	4月1日～	公共施設、動物取扱業者、市内スーパーマーケットに7月1日に改正条例の周知依頼
パネル展	4月～9月 (令和4年3月まで継続実施予定)	市役所本庁舎、中央図書館、保健福祉センターで、動物愛護管理や災害への備え・対応について、ポスター、パンフレットを掲示
ツイッター	4月1日～	条例改正についてツイート 市ホームページにリンク
広報ふなばし	4月15日	7月1日に改正条例が施行されることの周知
ふなばしCityNews	6月1日～	条例改正について、YouTubeでも配信
ホームページ	6月25日～	7月1日施行のガイドラインの策定について
読売新聞	8月24日	条例改正、多頭飼育の届出、譲渡の取組み
My Funa	10月1日	条例改正のポイント、パネル展の様子

今年度、実施できなかったこと

• なかよし動物フェスティバル

動物愛護管理法に基づき動物愛護週間（9月20～26日）に実施するが、集客事業であるため中止した。

【参考】令和元年度のプログラム（令和元年9月28日開催）

- 動物のお医者さん体験コーナー
- 保護犬OB・OG紹介&ふれあい体験
- ペットの災害対策
- ワンちゃんのしつけ
- スタンプラリー 等

今後の取組み

- より効果的な普及啓発（SNSの活用等）
 - 犬猫の適正飼養・マナーの向上について
 - 人とペットの災害対策
 - 動物愛護指導センターのイベント案内
 - 犬の登録、狂犬病予防注射の勧奨
 - 船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインの普及
- なかよし動物フェスティバルの開催
次年度開催に向けて会場や内容を見直す

「△」 一部中止または縮小

5. 狂犬病対策事業

衛生指導課

今年度、実施できたこと

- **犬鑑札、狂犬病予防注射済票の窓口交付**

交付数は例年と同程度となっている。

- **個別注射の勧奨**

集合注射の案内に替えて、登録のある犬の飼い主全数にハガキにより個別注射の勧奨を通知した。

通知件数：28,852件

今年度、実施できなかったこと

• 狂犬病予防集合注射

会場での感染対策が困難であることから中止とした。

• 集合注射が実施できなかったことによる影響

国内で犬の狂犬病の発生がなく接種率は毎年1%ずつ減少しており、令和2年度以降の減少が集合注射中止の影響によるものか、新型コロナウイルス感染症の影響（外出自粛等）によるものかは不明である。

	登録頭数	注射済票 交付数	接種率	集合注射で の接種数	集合注射の 割合
平成28年度	28,441	20,724	73%	4,882	24%
平成29年度	28,537	20,531	72%	4,658	23%
平成30年度	28,627	20,357	71%	4,514	22%
令和元年度	29,016	20,259	70%	4,076	20%
令和2年度	28,301	19,502	69%	0	0%

今後の取組み

- 集合注射会場での感染対策の実効性等を含め、集合注射のあり方を検討する。